

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載
 【部門区分】第6部門第2区分
 【発行日】平成17年8月4日(2005.8.4)

【公開番号】特開2002-72800(P2002-72800A)

【公開日】平成14年3月12日(2002.3.12)

【出願番号】特願2000-267437(P2000-267437)

【国際特許分類第7版】

G 03 G 21/10

【F I】

G 03 G 21/00 3 1 2

【手続補正書】

【提出日】平成17年1月7日(2005.1.7)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0008

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0008】

本発明は、上述のように、画像形成粒子が高転写性の得られる球形粒子であっても、簡易で低コストながらも高性能のクリーニングが可能な新規なクリーニング装置及びこれを用いた画像形成装置を提供するものである。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0010

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0010】

このような技術的手段において、画像形成粒子3とは、トナーは勿論のこと、トナー以外の粒子をも広く含む趣旨であるが、特に、本発明は、画像形成粒子が形状係数130以下の球形粒子である態様において有効である。

また、面状移動体5は、像担持体1上の残留画像形成粒子3全体に均一に接触する面を具備した移動体であり、面状でないブラシや移動体でない固定ブレードを除外するものである。

そしてまた、面状移動体5は、ロール、ベルトなどの循環回転体が主な態様であるが、ウェブによる巻き取り等をも含む。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0035

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0035】

【実施例】

実施の形態1に係るクリーニング装置の実施例モデルa～eとして、図11に示すようなクリーニング装置を試作して、図2と同様な画像形成装置に設置して加速試験を行い、クリーニング性能、感光体損傷を調べ、比較例(従来のブレードクリーニング方式)と比較した。

ここで、図11において、表面速度比は感光体ドラムの表面速度に対する逆搬送ロールの表面速度の絶対値比を示し、圧力は逆搬送ロールの感光体ドラムへの押圧力、中間層ヤ

ング率は逆搬送ロールの中間層のヤング率、表面層表面粗さは逆搬送ロールの表面層の粗さ（ここでは10点平均粗さ）、表面層すべり摩擦係数は逆搬送ロールの表面層のすべり摩擦係数を夫々示す。

そして、各試作品a～eはいずれかの要件を異ならせるようにしたものであり、試作品bは、試作品aと同一の逆搬送ロールを使用し表面速度のみ小さく設定した。試作品cは、試作品aに対し中間層にプラスチックを使用し、圧力も大きくなるよう設置した。試作品dは試作品aに対し表面を粗す処理を行い、試作品eでは試作品aの表面に撥水剤を塗布した。